

外国人及び外国法人による不動産取得を制限する法整備を求める意見書

国家とは主権・領域・国民であり，外国人及び外国法人（以下外国人等という）が何ら制限なく日本国内で不動産を取得できる現状は，「領土」という領域についての重大な懸念事項であり，安全保障上の危険要因である。

令和4年に重要土地等調査法が施行されたが，規制区域が重要施設の周辺1キロ四方と狭いうえ，土地利用の規制に留まっているため，外国人等の不動産取得に対して何の縛りにもなっていない現状である。

かねてより，水源に位置する森林（水源涵養林）や無人島，農地などの外国人等による取得は問題視されてきたが，最近では，防衛省周辺での積極的な不動産取得について，外国政府の関与が強く疑われる状況である。

また，円安などを背景にした，外国人等による投資目的の不動産購入が首都圏におけるマンション価格高騰の一因になっており，その結果として，日本人の住居費負担増につながっている。地方都市においても，多額の公金が投入される再開発事業で建設されたマンション等が，外国人等の資産形成に利用されることは看過できない。

更に，合同会社や特定目的会社は出資者を匿名化することができるため，事実上の支配者の把握が困難になり，「我が国の領土の所有者が外国人等であり，正体は不明である」という事態が起きている。

こうしたことから，国として，国土保全及び安全保障上の観点並びに国民生活の質の向上のためには，外国人等による土地所有の実態調査を早急に実施するとともに，安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得・利用・管理の規制に関する施策を総合的に推進すべきである。

よって，国における，外国人等による不動産取得を制限する法整備について，強く要請する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
衆・参両院議長

宛て